

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・平成十二年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四条の四第四項及び第四条の五第二項の規定に基づく防災表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類）の一部を改正する件（案）
- ・平成十七年消防庁告示第十三号（消防力の整備指針第三十二条第三項の規定に基づく予防技術資格者の資格）の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）により、大学及び短期大学の新たな類型として、専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 7 項第 1 号により、専門職大学の前期課程を修了した者に対して、短期大学の学士を授与するものとされることとなりました。

それに伴って、次の資格及び専門技術者の要件の一つに、大学を卒業した者とあるところ、当該部分に専門職大学の前期課程を修了した者を含ませるために当課室所管の省令等を改正するものです。

- ・危険物の規制に関する規則
 - 甲種危険物取扱者試験の受験資格
- ・消防法施行規則
 - 防災性能の確認に係る登録確認機関の確認実施者資格
 - 消防用設備等の認定に係る登録認定機関の認定実施者資格
 - 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検者資格及び報告者資格
- ・平成十七年消防庁告示第十三号（消防力の整備指針第三十二条第三項の規定に基づく予防技術資格者の資格）
 - 予防技術検定の受験資格
- ・平成十二年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四条の四第四項及び第四条の五第二項の規定に基づく防災表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類）
 - 生地その他の材料を製造する者として適合するために品質管理部門に置かなければならない専門技術者

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課・危険物保安室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課・危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課・危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

平成 30 年 9 月 4 日（火）から平成 30 年 10 月 3 日（水）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：松葉

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁

予防課・危険物保安室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）について

平成30年8月
消防庁予防課・危険物保安室

【概要】

次の資格の要件の一つに、大学を卒業した者とあるところ、当該部分に専門職大学の前期課程を修了した者を含ませるために、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）を改正するものである。

・危険物の規制に関する規則

甲種危険物取扱者試験の受験資格

・消防法施行規則

防災性能の確認に係る登録確認機関の確認実施者資格

消防用設備等の認定に係る登録認定機関の認定実施者資格

消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検者資格及び報告者資格

【理由】

概要に記載した各資格において、「学校教育法による大学（略）において（略）学科又は課程を修めて卒業した」者は、各資格を得るものとされている。

今般、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）により、大学及び短期大学の新たな類型として、専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項第1号により、専門職大学の前期課程を修了した者に対して、短期大学の学士を授与するものとされている。しかし、専門職大学の前期課程を修了した者は、「卒業した」者ではないことから、概要に記載した各資格の要件を満たしていないこととなる。

したがって、「卒業した」者に専門職大学の前期課程を修了した者を含ませるように今回改正するものである。

【施行期日】

平成31年4月1日

平成十七年消防庁告示第十三号（消防力の整備指針第三十二条第三項の規定に基づく
予防技術資格者の資格）及び平成十二年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四条の
四第四項及び第四条の五第二項の規定に基づく防災表示を付する者の登録の基準及び
登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書
類）の一部改正（案）について

平成30年8月
消防庁 予防課

【概要】

次の資格及び専門技術者の要件の一つに、大学を卒業した者とあるところ、当該部分に専門職大学の前期課程を修了した者を含ませるために、当課所管の告示を改正するものである。

- ・平成十七年消防庁告示第十三号（消防力の整備指針第三十二条第三項の規定に基づく
予防技術資格者の資格）
予防技術検定の受験資格
- ・平成十二年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四条の四第四項及び第四条の五第二
項の規定に基づく防災表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをし
たことを証する書類をもって代えることができる添付書類）
生地その他の材料を製造する者として適合するために品質管理部門に置かなければ
ならない専門技術者

【理由】

概要に記載した資格及び専門技術者において、「学校教育法による大学（略）にお
いて（略）学科又は課程を修めて卒業した」者は、その要件を満たすものとされてい
る。

今般、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）により、大学及
び短期大学の新たな類型として、専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、学校
教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項第1号により、専門職大学の前期課
程を修了した者に対して、短期大学の学士を授与するものとされている。しかし、専
門職大学の前期課程を修了した者は、「卒業した」者ではないことから、概要に記載
した資格及び専門技術者の要件を満たしていないこととなる。

したがって、「卒業した」者に専門職大学の前期課程を修了した者を含ませるよう
に今回改正するものである。

【施行期日】

平成31年4月1日

○総務省令第 号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の三第四項第一号及び第十七条の三の三の規定に基づき、危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

総務大臣 野田 聖子

危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(受験資格)</p> <p>第五十三条の三 法第十三条の三第四項第一号の総務省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（高等学校又は中等教育学校の専攻科にあつては、修業年限二年以上のものに限る。）又は専修学校（同法第百三十二条に規定する専門課程に限る。次号において同じ。）その他消防庁長官が定める学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、大学院又は専修学校において化学に関する授業科目（高等専門学校にあつては、専門科目に限る。）を履修して、大学（同法による専門職大学及び短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学にあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学（同法による専門職短期大学を除く。）にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、専門職短期大学にあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）若しくは専門職大学院にあつては専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）による単位又は専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）により換算した単位を通算して十五単位以上修得した者</p> <p>〔三〇六 略〕</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第五十三条の三 法第十三条の三第四項第一号の総務省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（高等学校又は中等教育学校の専攻科にあつては、修業年限二年以上のものに限る。）又は専修学校（同法第百三十二条に規定する専門課程に限る。次号において同じ。）その他消防庁長官が定める学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、大学院又は専修学校において化学に関する授業科目（高等専門学校にあつては、専門科目に限る。）を履修して、大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）及び大学院にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）による単位並びに専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）により換算した単位を通算して十五単位以上修得した者</p> <p>〔三〇六 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（消防法施行規則の一部改正）

第二条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(登録確認機関)

第四条の六 [略]

2 消防庁長官は、前項の規定により登録を申請した法人(以下この項において「登録申請者」という。)が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。

- 一 次のいずれかに該当する者が確認の業務を実施し、その人数が確認の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において工業化学又は応用化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者(当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、防災対象物品又はその材料が防炎性能を有していることについての確認に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

[ロ 略]

[一〇四 略]

[3・4 略]

(登録認定機関)

第三十一条の五 [略]

2 消防庁長官は、前項の規定により登録を申請した法人(以下この項において「登録申請者」という。)が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。

- 一 次のいずれかに該当する者が認定の業務を実施し、その人数が認定の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において機械工学、電気工学又は工業化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者(当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の検定又は認定に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

[ロ 略]

[一〇四 略]

[3・4 略]

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 [略]

[2〇5 略]

6 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に關し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人(以下この条及び次条において「登録講習機関」という。)の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に關し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(

(登録確認機関)

第四条の六 [同上]

2 [同上]

一 [同上]

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において工業化学又は応用化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者であつて、防災対象物品又はその材料が防炎性能を有していることについての確認に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

[ロ 同上]

[一〇四 同上]

[3・4 同上]

(登録認定機関)

第三十一条の五 [同上]

2 [同上]

一 [同上]

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において機械工学、電気工学又は工業化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者であつて、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の検定又は認定に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

[ロ 同上]

[一〇四 同上]

[3・4 同上]

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 [同上]

[2〇5 同上]

[同上]

次項及び次条第二項において「免状」という。)の交付を受けている者(次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。)とする。

〔一〇六 略〕

七 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した(当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について一年以上の実務の経験を有する者

〔八〇十 略〕

〔7 略〕

(受験資格)

第三十三条の八 法第十七条の八第四項第三号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

〔一 略〕

二 学校教育法による大学、高等専門学校、大学院又は専修学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を履修して、大学(同法による専門職大学及び短期大学を除く。)にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、専門職大学にあつては専門職大学設置基準(平成二十九年文部省令第三十三号)、短期大学(同法による専門職短期大学を除く。)にあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)、専門職短期大学にあつては専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部省令第三十四号)、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)、大学院にあつては大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)若しくは専門職大学院にあつては専門職大学院設置基準(平成十五年文部省令第十六号)による単位又は専修学校にあつては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)により換算した単位を通算して十五単位以上修得した者

〔三〇八 略〕

〔2 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔一〇六 同上〕

七 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について一年以上の実務の経験を有する者

〔八〇十 同上〕

〔7 同上〕

(受験資格)

第三十三条の八 [同上]

〔一 同上〕

二 学校教育法による大学、高等専門学校又は専修学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を履修して、大学にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)及び専修学校にあつては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)による単位を十五単位以上修得した者

〔三〇八 同上〕

〔2 同上〕

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第四項に基づき、平成十二年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四条の四第四項及び第四条の五第二項の規定に基づく防災表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類）の一部を次のように改正する。

平成三十年 月 日

消防庁長官 黒田武一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三 製造業者 〔略〕 〔一〕三 略</p> <p>四 次のいずれかに該当する専門技術者を品質管理部門に置いていること。 (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において工業化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、防炎対象物品又はその材料に防炎性能を与えるための処理又は防炎性能に関する研究に六月以上従事したもの 〔一〕・〔三〕 略</p>	<p>第三 〔同上〕 〔同上〕 〔一〕三 同上 四 〔同上〕</p> <p>(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において工業化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、防炎対象物品又はその材料に防炎性能を与えるための処理又は防炎性能に関する研究に六月以上従事したもの 〔一〕・〔三〕 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第三十二条第三項に基づき、平成十七年消防庁告示第十三号（消防力の整備指針第三十二条第三項の規定に基づく予防技術資格者の資格）の一部を次のように改正する。

平成三十年 月 日

消防庁長官 黒田武一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(予防技術検定の受検資格)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>三 学校教育法による大学、高等専門学校又は大学院において機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する授業科目を履修して、大学（同法による専門職大学及び短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学にあっては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学（同法による専門職短期大学を除く。）にあっては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、専門職短期大学にあっては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）、高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院にあっては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）又は専門職大学院にあっては専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）による単位を通算して二十単位以上修得した者</p> <p>〔四 略〕</p>	<p>(予防技術検定の受検資格)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者</p> <p>三 学校教育法による大学、高等専門学校又は大学院において機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する授業科目を履修して、大学にあっては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）及び大学院にあっては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）による単位を通算して二十単位以上修得した者</p> <p>〔四 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。